

加古川市コミュニティバス路線運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市コミュニティバス路線運行補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、加古川市コミュニティバス路線運行補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、4月1日から9月30日までの補助申請は11月30日までに、10月1日から当該年度の3月31日までの補助申請については、当該年度における事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間における運行系統別経営状況報告書（様式第2号）
- (2) 補助対象期間における運行系統別平均乗車密度（別表第2の算式により算定した率）の算定表（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めたときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、加古川市コミュニティバス路線運行補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

2 市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

(補助金の経理等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- (3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(遅延利息)

第7条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係） コミュニティバス路線運行補助金

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	公共交通機関等が未整備な地域を解消するため導入したコミュニティバス路線を設置、継続させることで、バス路線網の充実による市民の福祉の向上に寄与する。
補助金の範囲	対象となる者	一般乗合旅客自動車運送事業者
	対象となる経費	<p>【補助対象系統】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加古川駅～東加古川駅」系統 ・「加古川駅～浜の宮駅～別府」系統 ・「加古川駅～海洋文化センター」系統 ・「加古川駅～尾上公民館前」系統 ・「加古川駅～人権文化センター前～別府公民館前～別府」系統 <p>【補助対象期間】 補助対象年度の4月1日から3月31日まで</p> <p>【対象となる経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人件費 (2) 燃料油脂費 (3) 車両維持修繕費 (4) 車両に係る減価償却費 (5) 自動車諸税 (6) 自動車保険料 (7) 時刻表の印刷に係る経費 (8) バス停留所設置に係る経費 (9) 一般管理費 (10) 営業外費用 (11) バスロケーションシステム構築に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・電子スタッフ、通信変換ボックス、ハーネス各種、無線機等車載機器関連調達に係る経費 ・系統、進行方向を表示させる機能を含む地図表示サイトの作成に係る経費 ・市ホームページ等への掲載に係る経費 ・登録営業所追加、指令室通話セット、バスロケサーバデータ作成等システム関連に係る経費 ・既に搭載している機材等の撤去に係る経費 (12) バスロケーションシステム運用保守に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサーバ利用料、バス設備保守、バス通信費、車庫設備保守、データメンテナンス、ダイヤ改正作業データ管理、地図表示サイト運用等保守に係る経費 (13) その他市長が必要と認める経費
補助	補助率	10/10

金の補助率又は額	補助金の額	<p>【対象となる経費】(1)～(13)を合計した金額から運賃収入及び広告収入等コミュニティバスの運行による収益の総額を控除した後、千円未満切り捨てした額を限度とする。</p>
----------	-------	--

別表第2（第3条関係）

当該運行系統の補助対象期間の運送収入

当該運行系統の平均貸率 × 当該運行系統の補助対象期間の実車走行キロ